

千葉県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

農林水産部水産局 漁港課

1 改正理由

水産物消費の大幅な減少等の課題に対し、漁港において、海や漁村の価値や魅力を活かす「海業」の推進を図り、併せて水産物の生産や流通の機能を強化していくことで、水産業の発展、漁業地域の活性化を図ることを目的として、漁港漁場整備法（以下「法」という。）の一部が改正され、令和5年5月26日に公布、令和6年4月1日に施行された。

この法改正により、漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、長期的かつ計画的な漁港施設等の活用を図る事業の実施を推進する漁港施設等活用事業制度（以下「活用事業制度」という。）が新たに創設された他、漁港施設の見直し等が盛り込まれている。

この法改正に併せて、法34条の規定により、国が漁港施設の維持、保全及びその他当該漁港の維持管理に関し、全国的に共通する基本的、原則的に内容を定める模範管理規程例（以下「規程例」という。）について、法律の名称変更及び活用事業制度を活用する者からの占用料の徴収に係る規定が一部改正（令和5年12月8日改正通知、令和6年4月1日より適用）されたことから、これに伴い、千葉県漁港管理条例（以下「条例」という。）についても、規程例に倣って条例の一部を改正したものである。

2 改正の背景

千葉県には68港の漁港があり、うち県管理が19港、市町管理が49港となっている。

これらの漁港については、法第34条に基づき、漁港管理者である地方公共団体がその職責として、漁港管理条例を定め、条例に基づき適正に漁港の維持保全、管理をすることとされている。

今回の法改正では、その目的規定に、従来の維持保全、管理の概念のみならず、漁港の活用を促進していくことが盛り込まれた。

平成30年頃より、水産物消費の大幅な減少等の課題に対し、漁港の有効活用による「海業」の推進により、漁村の活性化に繋げるという気運が高まり、国においても、平成31年4月に漁港施設の行政財産占用期間の延長（最長10年）や財産処分制限の規制緩和を行ったことにより、漁港における海業の取組みが一定程度の拡がりをみせはじめた。

今回の法改正では、漁港の有効活用による「海業」のより長期安定的な事業環境を確保するために、活用事業制度を活用した場合の漁港施設の貸付期間を最長30年まで可能とし、また、併せて漁港の水面施設運営権を創設し、最大10年まで設定可能とすることを法的に担保したものである。

3 条例改正の内容

改正法を適切に適用するため、国から示された規程例に倣い、次の点を改正する。

- ① 法律の題名について、現行の「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。(条例第1条)
- ② 新たに創設された漁港施設等活用事業を実施する者(認定計画実施者)又は漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けた者から水面又は土地の占用料を徴収できるように改める。(条例第18条の2第1項)

4 条例改正による効果

条例改正により、改正法が適法に運用されることで、漁港の有効活用による「海業」の推進がより一層、活発化されることにより、水産物の消費増進や交流促進に繋がり、しいては水産業の発展や地域活性化が図られることが期待できる。

5 施行日

令和6年4月1日